

## 事業者のためのトラブル事例

### 傾向と対策

多くのよつた業務・業態であつてもお客様とのトラブルリスクがあります。不動産・建築業においても例外でなく、多くの事業者ではコンプライアンスの整備など、トラブルを未然に防ぐための取り組みを行っていると思いますが、発生してしまったトラブルもあります。今回は、起きてしまったトラブルの対処方法として有効なADRという制度について、あらためて紹介します。

#### 一般社団法人日本不動産仲裁機構

裁判によれば、当事者同士をする」という両極端な「折衷話し合」によってトラブルの中間的な判断として「まかりを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。これはAlternative Dispute Resolutionの頭文字をとったものであり「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るために作られた制度です。

その特徴であると共に通常の裁判との違いは、分かりやすく表現すると「和解に向けた話し合い」によってトラブルを解決する」ということです。これにより「トラブルが発生した際に「覺悟を決めて裁判を起す」、もしくは「面倒」とは嫌なので泣き寝入りる見解の板挟みになり、解決

の窓口を見つだせずに、そのまませんを行つ民間事業者の対応によって時間浪費し、心労を積み重ねています。ここで、ADRという話し合による具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことでしょう。また、建築事業者にとっても自社の施工内容などに対するクレームを円滑に処理することができる有効な手段になります。

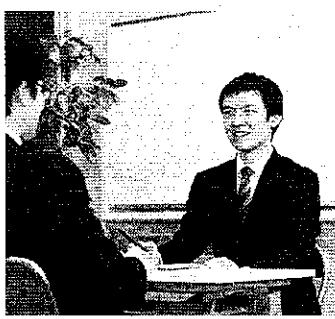
そして、「」で紹介しておきた内容としては、「これを読まれている事業者の皆さまはADRを活用してトラブルを解決する、ということのみならず、ADR調停人としてお客様や同じく事業者のトラブルを解決に導くことができるところとなりました。その条件なれば、当機構HPに記載のことでありますので、興味のある方はぜひご覧ください。

この紙面では事業者の立場に立って、トラブル解決に関する内容を紹介していくのですが、ADRは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえます。例えば、「時間も費用もかかる裁判までは起きたトラブルの当事者は、各種取引の仲介等を行つた不動産事業者は、紛争の調停・

国「認証」を与え、弁護士法に定める非弁行為の禁止をしてはならないに抵触することなくトラブル解決を実施させるためのものです。

そして、「」日本不動産仲裁機構(以下、当機構)は、平成29年3月15日に「不動産の取引に関する紛争」「不動産の管理に関する紛争」「不動産の施工に関する紛争」

平成29年3月15日に「不動産の取引に関する紛争」「不動産の管理に関する紛争」「不動産の施工に関する紛争」



### 【第1回】事業者にとってのADRの可能性